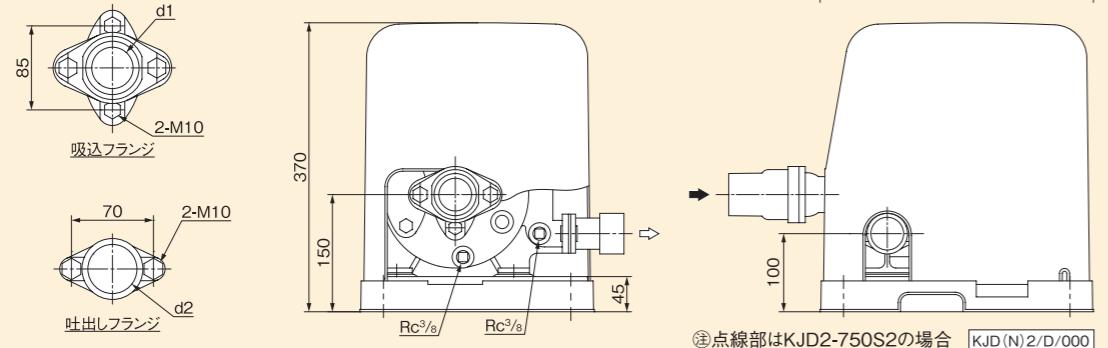
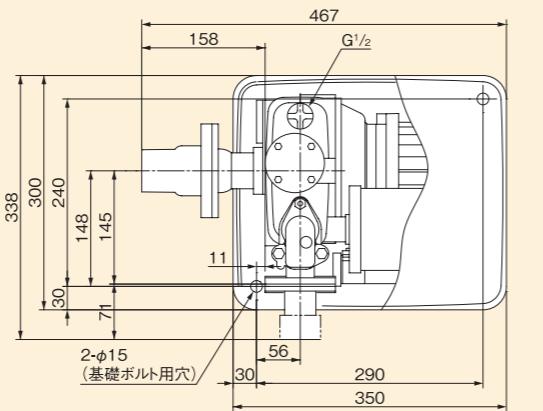


寸法図

●実施計画に際しては納入仕様書をご請求ください。

口径 mm	形 式	出力 kW	電 源 V	フランジ d1・d2	質量 kg
20	KJDN2-400S	0.4	単相100	Rc ³ / ₄	22
25	KJD2-400S	0.4	単相100	Rc1	22
	KJDN2-750S2	0.75	単相200	Rc1 ¹ / ₄	23
32	KJD2-750S2	0.75	単相200	Rc1 ¹ / ₄	23.5

KJD(N)2/d/000

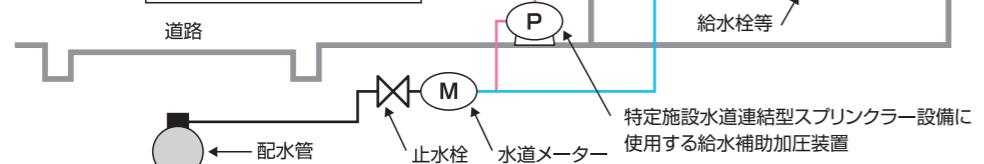


②点線部はKJD2-750S2の場合 KJD(N)2/D/000

配管系統図例

<湿式方式の例>

適用される法令の種類
水道法
消防法+水道法
(平成21年 消防予第131号)



※ 日常生活で使用される
トイレや給水栓等に接
続し、配管内の水が停
滞しないようにする必
要があります。また、建
物全体加圧には、使用
しないでください。

安全に関するご注意

ご使用前に取扱説明書を必ずお読みになり、正しく安全にお使いください。取扱説明書には危害や損害を未然に防止するための注意事項が記載されております。
※上記をお守りいただけないと責任を負いかねます。

- この製品は日本国内用です。電源電圧や電源周波数の異なる海外では使用できません。
- 適用範囲外での使用、注意書きなどの不遵守、不当な修理・改造、天災地変に起因するもの、設置環境(電源異常・異物・砂など)によるもの、法令・省令またはそれに準じる基準などに不適合のもの、不慮・故意による故障・損傷のもの、消耗部品の交換・転売による不具合などは保証対象外となる場合があります。
- 決められた製品仕様以外では使用しないでください。感電・火災・漏水などの原因になります。
- 用途に合った商品をお選びください。不適切な用途で使うと事故の原因になります。
- 適用される法規定(電気設備技術基準・内線規程・建築基準法・水道法など)に従って施工してください。法規定に反するだけでなく感電・火災・落下・転倒によるかなどの原因になります。
- 据付、配管、電気工事は甲種消防設備士の指導により「消防法」に基づいて行ってください。誤った据付、配管、電気工事により、火災の際にポンプが正常に運転しない恐れがあります。
- ポンプはポンプ室などの鍵の掛かる場所に設置するか、第三者が容易に触れられないように柵や囲いを設けるなどの対策をしてください。回転部・高温部などに触れ、思わぬけがをする恐れや勝手に制御盤の設定やパリブの開・閉などを変更され、ポンプが正常に運転しなかつたり、水が流れない恐れがあります。
- 機器の寿命を考慮し、設置は風通しがよく、ほこり、腐食性及び爆発性ガス、塩分、湿気、蒸気、結露などがない、風雨、直射日光の当たらない所を選んでください。悪環境下では、モータ・制御盤の絶縁低下などにより、漏電・感電・火災の原因になります。
- 排水処理、防水処理されていない場所には設置しないでください。水漏れが起きた場合、大

改良等のため、仕様・形状など変更することがあります。本書からの無断転用はお断りします。

弊社取扱店

*ご質問、資料の請求は下記へお申込みください。
※ポンプに関するお問合せは最寄りの支店・営業所までお願いします。

株式会社 川本製作所 本社 名古屋市中区大須4-11-39
https://www.kawamoto.co.jp 〒460-8650 TEL (052) 251-7171 (代)

北海道支店 ☎ (011) 831-0131 (代) 京都支店 ☎ (075) 645-1011 (代)
東北支店 ☎ (022) 232-4095 (代) 大阪支店 ☎ (06) 6328-0877 (代)
関東支店 ☎ (028) 633-9326 (代) 四国支店 ☎ (087) 886-2236 (代)
首都圏支店 ☎ (03) 3946-1161 (代) 中国支店 ☎ (082) 277-3661 (代)
名古屋支店 ☎ (052) 249-9810 (代) 九州支店 ☎ (092) 621-7235 (代)
営業所・駐在所全国113ヶ所

川本サービス株式会社
首都圏支店 ☎ (03) 4526-0691 (代) 名古屋営業所 ☎ (052) 249-9816 (代)
首都圏北営業所 ☎ (048) 677-0065 (代) 関西支店 ☎ (06) 6328-7734 (代)
首都圏南営業所 ☎ (045) 473-6251 (代) 京都営業所 ☎ (075) 555-0530 (代)

川本ポンプ

大切な「水」をあなたへ


 コンフォート アース
Comfort Earth®

特定施設水道連結型スプリンクラー設備用 給水補助加圧装置 KJD2形

省エネ・ステンレス

省スペース

JWWA認証

単相電源対応



 Kawamoto

新設置基準に対応!! スプリンクラー用水道直結小形ポンプ

KJD2形

(公社)日本水道協会認証品



特定施設(小規模介護施設)で
受水槽設置が難しい
狭いスペースに最適!



特長 1 超省スペース

水道管直結タイプだから水槽が不要

●住宅地のわずかなスペースでも設置可能。

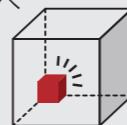


●設置が容易で、工費・工期も節約。



●弊社水槽付タイプ(KTT形)と比べ

容積は 約 **1/50**



面積は 約 **1/10**



特長 2 ステンレス製ポンプ

接液部は主にステンレス材を採用

水が停滞しても、配管内を汚しません。



清潔給水

ケーシング・インペラ・逆流防止弁などに、ステンレス又は樹脂を採用

特長 3 高機能自動運転ユニット

制御部・圧力スイッチ・流量センサーなどをコンパクトにユニット化

配管圧と流量を感知し、自動でON、OFFします。(配水管の押込圧力に応じ3段階※の圧力モードへ切替可能)

また、運転・故障信号

出力端子も標準装備。

※KJDN2-750S2は2段階

[充実した保護機能]

- 過負荷、拘束保護
- 異常運転による水温上昇保護
- ヒータ不要の凍結防止運転



特長 4 単相電源対応

<100・200V> 家庭用電源 単相100V、単相200Vに対応。インバータ制御により、電源周波数は全国統一仕様としました。



100V
200V

ご注意

設置にあたっては、所轄の水道事業体、消防と打合せを実施し、指導を遵守しご計画ください。
KJD2形は、(公社)日本水道協会「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する給水補助加圧装置」の認証品になります。使用は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に限定となります。

据付図例 (湿式の場合)

※ 必ず、スプリンクラー配管の末端には、日常生活で使用されるトイレや給水栓等に接続し、配管内の水が停滞しないようにする必要があります。また、建物全体加圧には、使用しないでください。



★ 実際の配管とは異なります。

■標準仕様

制御方式	周波数制御による吐出し圧一定
設置場所	屋内・屋外(標高1,000m以下) (周囲温度:-10~40°C、湿度:90%RH以下)
揚液	液質 清水(pH5.8~8.6) 液温 0~40°C(凍結なきこと)
材 料	インペラ SUS304 主軸 SUS304(接液部) ケーシング SCS13
モータ	種類 KPMモータ(全閉外扇屋内形)4極 電源 単相100V(400W) 単相200V(750W)
吸込条件	押込圧0.049MPa以上(運転特性参照) 許容押込圧:0.44MPa以下*

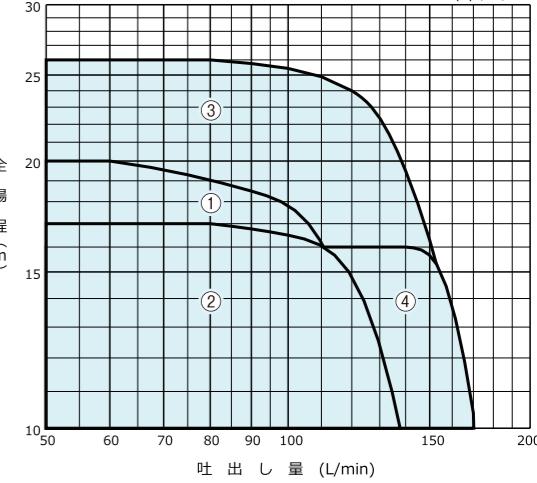
* 配水管の押込圧によりポンプ吐出し圧力を3段階切替可能です。
各モード使用時にはそれぞれのモードに応じた押込圧(動水圧)が必要です。

■形式説明

KJD N2 - 400 S

- ①ポンプ形式
- ②小口径タイプ
- ③モータ出力 (400:400W 750:750W)
- ④電源 (S: 単相100V S2: 単相200V)

■適用図



■仕様表 少水量停止流量: 4L/min

口径 mm	符号 形 式	出力 kW	標準仕様 (ポンプ能力)		運転特性(参考値)					
			Hモード		Mモード ^{※1}		Lモード			
			全揚程 m	吐出し量 L/min	運転揚程 m	吐出し量 L/min	運転揚程 m	吐出し量 L/min	運転揚程 m	吐出し量 L/min
20	1 KJDN2-400S	0.4	20	60	40	60	35	60	25	60
	2 KJD2-400S	0.4	17	80	37	80	32	80	22	80
25	3 KJDN2-750S2	0.75	26	80	41	60	—	—	31	60
	4 KJD2-750S2	0.75	16	140	36	120	31	120	21	120
32					36	140	31	140	21	140

*1 出荷時のファインセンサー設定は、Mモード(KJDN2-750S2はHモード)

*2 配水管の押込圧よりポンプ吐出し圧力を3段階(KJDN2-750S2は2段階)切替可能です。

各モード使用時にはそれぞれ各モードに応じた押込圧が必要です。

消防法改正 特定施設におけるスプリンクラー設備の設置基準が見直されました。^{*}※一部施設は対象外



改修前	改修後
施設分類	面積要件
特定施設(社会福祉施設) (令別表第一(6)項口)	延べ床面積 1,000m²未満
改修後 平成28年4月1日施行	
施設分類	面積要件
特定施設(社会福祉施設) (令別表第一(6)項口)	基準面積 1,000m²未満
避難のために患者の介護が必要な病院 (令別表第一(6)項イ(1))	※基準面積1,000m²未満まで
避難のために患者の介護が必要な有床 診療所(令別表第一(6)項イ(2))	※275m²未満の特定施設にもスプリンクラー設備の設置が必要になりました。
改修後 平成27年4月1日施行	